

## 富山大学工学部インターンシップ実施要項

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 24 年 6 月 13 日改正

令和 2 年 2 月 12 日改正

令和 2 年 10 月 14 日改正

### (趣旨)

第 1 条 この要項は、富山大学工学部におけるインターンシップの実施に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この要項に定めるインターンシップとは、本学部の授業の一環として学生が企業又は官公庁等(以下「企業等」という。)において、実習あるいは研修形態の就業体験を行うことをいう。

### (授業科目及び単位数等)

第 3 条 インターンシップは、次の授業科目として実施する。

(1) インターンシップ A 1 単位 (5 日以上 10 日未満)

(2) インターンシップ B 2 単位 (10 日以上)

2 単位認定の対象となるインターンシップは、原則として同一の企業等による、5 日以上のインターンシップとする。なお、複数の企業等において、それぞれ 5 日以上 10 日未満のインターンシップを実施した場合、合わせて「インターンシップ B (2 単位)」とみなすことができる。(単位認定されていないインターンシップに限る。)

3 富山大学が企業等と共同で実施するインターンシップについては、事前・事後学習との組合せや複数の企業等において計 5 日間のプログラムとする等の形態もインターンシップ A として認める。

4 非対面形式で実施されるインターンシップも単位認定の対象とする。

### (実施対象)

第 4 条 インターンシップの実施対象年次は、全学年とする。

### (事前指導)

第 5 条 インターンシップの実施に際しては、十分な事前指導を行うものとする。

### (成績評価)

第 6 条 インターンシップの成績評価は、インターンシップの実施企業等の評価に基づき富山大学工学部教務委員会が判定する。

### (履修申請)

第 7 条 インターンシップを履修しようとする学生は、所定の期日までにインターンシップ履修票及びインターンシップの実施企業等が求める書類を理工系学務課に提出しなければならない。

(報告書)

第8条 インターンシップを終了した学生は、終了後、直ちにインターンシップ報告書を理工系学務課に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、富山大学工学部教務委員会で協議する。

附 記

この要項は、平成17年10月1日から施行する。

附 記

- 1 この要項は、平成24年6月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この要項は、平成20年度入学者から適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 記

- 1 この要項は、令和2年2月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要項は、平成30年度入学者から適用し、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 記

この要項は、令和2年10月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。